

ロールズ正義論における多元的民主主義の構想

—センの2つの「自由」概念との比較分析—

後 藤 玲 子

1 はじめに

ロールズは、協同的体系として社会が機能するためには、基本的諸自由の平等な保証、実質的な機会均等、そして、社会財・経済財の公正な分配という3つの条件が必要であると考えた。これらの3つの条件は、社会の基礎構造、すなわち、政治体制および主要な社会制度の全体系を規定する「正義の二原理」としてまとめられている¹⁾。

本論文の基本的な関心は、このような「正義の二原理」を柱とするロールズ正義論が、経済システム、とりわけ、所得と富の分配システムに関して、どのような理論的枠組みを提出するものであるのかを考察することにある。規範的経済学においては、これまで、個々人の効用のみを情報的基礎とし、資源の効率的配分や社会的厚生を増大などを目的とする「厚生主義 (welfarism)」が主流であった。ロールズの正義論はこれに代わる規範理論として注目されている。はたして、それは、どのような代替的枠組みを提出するものであるのか。

このような問いを考察するための手掛かりは、ロールズの正義論における2つの構想、「多元的民主主義 (plural democracy)」と「私的所有民主主義 (property owning democracy)」の構想にある。前者は、ロールズ正義論の基本的な企図と方法を明らかにするものであり、後者は、そのもとで設計される具体的な経済システムの方向性をさし示すものである。本論文の目的は、このうち、前者の「多元的民主主義」の構想を検討することに絞ら

れる。まずはじめに、その概念的意味を明らかにしよう。

「多元的民主主義」とは、政治的リベラリズムを実現するための諸ルール、諸システムに関する合意が形成されている体制に他ならない。政治的リベラリズムは、リベラリズムそれ自体を最高の善とみなす「包括的リベラリズム (comprehensive liberalism)」とは異なり、個々の人間や集団が多様な善の観念を持ち、追求していること、しかも、それらの内容が互いに非通約的、非妥協的な性質をもつことを前提として、それらの多様な善の観念が、互いの相違性を尊重しつつ併存しうる状況を望ましいとする立場である。

「多元的民主主義」の制度的特徴は、単に、人々の自発的活動を外的に妨げないという、消極的自由にとどまらず、選択の機会を実質的に増やし、結果を適切に調整することによって、自発的活動のための内的条件、すなわち、様々な能力・機能の獲得を社会的、経済的に促進するという、積極的自由を含む点にある。また、この2つの自由を通じて、合理的かつ公正な市民的資質をさらに発展させることを目的とする点にある。

さて、ロールズと同じく、個人の多様性を尊重する意図から、厚生主義的規範理論を乗り越えようとした理論家にセンがいる。センは、人々が自らの意思で目標を設定すること、また、自らの力で目標を達成し「福祉 (well-being)」を享受することなどを重視し、それらを「自由」という概念でとらえた。そして、飢餓や社会的経済的不平等といった問題に接近するためにも、厚生ではなく、「自由」の概念こそを基盤とする必要があると指摘する。

センの議論は幅広い。開発経済学から社会的選択論、さらには、経済倫理学に及ぶ多領域において、多くのイシューを扱い、多くの問題を提起している。厚生主義的規範理論を批判する一方で、ロールズの正義論に対しても、価値としての自由、ならびに人間の身体的、精神的諸特徴における多様性を見逃していると批判する。だが、センの議論の根底にある、先に述べた問題意識、ならびに、「自由」の概念に関する基本的着想は、ロールズの多元的民主主義の構想と共通するものである。

このような観点から、本論文の課題は、次のように設定される。第一に、

センの「自由」の概念をあきらかにし、それをもとに、ロールズの多元的民主主義の構想を特徴づけること。第二に、両者の議論の相違点に着目し、議論の根底にある方法上の相違、適合する問題領域の相違を明らかにすること。

第三に、このような比較を通じて、センとロールズの理論を相補的關係において理解すること、そして、2人の理論に通底する自由の概念をもとに、従来の厚生主義的規範理論を克服するための新しいアプローチを展望することにおかれる。

2 センの2つの「自由」概念による、「多元的民主主義」の基礎付け

センの「自由」の概念は、2つの柱によって構成される。1つは、「福祉的自由 (well-being freedom)」であり、他の一つは、「行為主体的自由 (agency freedom)」である。「福祉的自由」とは、自分自身にとって望ましい状況(すなわち、福祉 (well-being))を、自らの意思と力で達成しうることを意味する。たとえ、結果的に個人の福祉 (well-being) が増大したとしても、それが外生的に与えられたものであるならば、彼の福祉的自由が改善されたことにはならない。自己の福祉を自らの意思と力で達成することが可能になったとき、すなわち、達成するために必要な諸機能の集合、すなわち、「潜在能力 (capability)」の豊かさが増したとき、はじめて、福祉的自由が改善されたことになる。

ところで、「潜在能力」の豊かさは、個人が利用しうる財ベクトルの集合、すなわち、個人が権利を有する財ベクトルの集合と、財を利用する本人の個人的特徴という2つの要因によって決定される²⁾。したがって、福祉的自由の改善を図るためには、これら2つの要因に留意した積極的施策が要請されるのである。

これに対して、「行為主体的自由」とは、自己の善の観念、目的や価値を、自己の責任において、主体的に形成し、追求しうることをさす。すなわち、結果的狀態に先行して、その手続きにおける、行動主体の自律性を確保することを意図するものである。本人の福祉的自由がいかに増大したとしても、

それが本人の責任主体的な選択に基づくものではないならば、彼の行為主体的自由は守られたことにはならない。たとえ、結果的には本人の福祉的自由が低下しようとも、それが、本人の設定した目標に適うものであるならば、彼の行為主体的自由は守られたことになる。ここで留意すべきは、本人の設定する目標は、かならずしも、本人自身の福祉である必要はないという点である。福祉を離れた何らかの信念であるかもしれないし、また、本人以外の利益・関心であるかもしれない。したがって、福祉的自由と行為主体的自由との間の齟齬は、本質的なものと考えられる³⁾。

このような行為主体的自由は、例えば、良心・思想の自由、政治的自由などの保証によって、個人の責任主体的な意思形成が社会的に妨げられないことを要請するものである。

このようなセンの2つの「自由」概念をもとに、ロールズの「正義の二原理」を検討するとき、両者の間に次のような対応関係が見えてくる。まず、「基本的諸自由の平等」によって、各人は、(1) 自己の善の観念、目標、選好体系を主体的に形成する自由、(2) それらをもとに自律的な選択を行なう自由、さらには、(3) 制度やルールに関する社会的意思決定に参加する自由、という3つの自由を平等に保証される。これらの3つの自由は、いずれも、センのいう「行為主体的自由」に相当するものである。

次に、「公正な機会均等」によって、各人は、等しい就業の機会を得、さらに、各々の生来の能力、特質を最大限に開発するための教育・訓練の機会を平等に得る。これらの「機会」は、「働く」という機能、すなわち主体的な経済活動によって、地位や権能・所得や富を獲得するという機能を実現するために必要な財である。したがって、この原理の目的は、センのいう、「福祉的自由」に呼応するものである。

「格差原理」は、このような「基本的諸自由の平等」、「公正な機会均等」のもとで、人々が結果的に取得する、地位や権能・所得や富の分配に対する権利を調整する。これらの財は他の様々な財と交換され、さらには、様々な

機能の獲得を可能とする汎用的な手段に他ならない。ところで、「公正な機会均等」は、教育や訓練の結果、個々人が修得する技能の平準化をめざすものではない。むしろ、生来の才能や特質に基づく自然的不平等をより拡大する可能性を残すものである。他方、経済活動の自由は、それらの自然的不平等はもとより、不慮の災害、運・不運などの様々な偶然性、さらには市場の諸力などの要因を排除する術をもたない。「格差原理」は、いかに不遇な人々であっても、その社会が許容する最大限のレベルで、必要な諸機能を獲得しうるように、偶然的要因のもたらす影響を社会的に緩和する意図をもつ。したがって、この原理の目的もまた、センのいう「福祉的自由」に呼応するものである⁴⁾。

以上のような対照から、センとロールズの共通性があきらかとなる。両者はともに、第一に、人々の主観的な効用のみを「福祉(well-being)」の指標とする点において、第二に、「福祉(well-being)」の達成・享受、という結果的状态のみに注目する点において、「厚生主義(welfarism)」を批判した。彼らの批判の企図は、責任主体的な意思決定、自律的な選択、自立的な福祉の達成といった個人の自由な活動それ自体を促進することにある。ロールズの多元的民主主義の構想とは、このような企図を具体化しようとするものに他ならない。

3 センとロールズの2つの相違点

(1) 潜在能力アプローチ vs 社会基本財アプローチ

前節であきらかにしたように、センとロールズは、新しい福祉理論の構築に関して、共通の企図をもっていた。それにもかかわらず、両者の間には、次のような相違点が存在する。第一の相違点は、「福祉的自由」に対するアプローチの相違である。センが、潜在能力アプローチをとったのに対し、ロールズは、社会的基本財アプローチをとった。第二の相違点は、社会的施策の順序づけに関する相違である。ロールズが、いわゆる「自由の優先」を主

張するのに対し、センは諸施策の間の内的連関性を強調する。

第一の相違点から、考察しよう。潜在能力アプローチとは、個々人の有する潜在能力を平等にするために、個々人の身体的・精神的特徴と財の有する諸特性を勘案しつつ、様々な財を様々な割合で分配しようというアプローチである。例えば、「移動する」という機能が潜在能力を構成する一要因として特定化されるならば、歩行障害という身体的特徴をもつ人々に対しては、車イスや乗車割引券などの財の支給が要請される。

それに対して、社会的基本財アプローチとは、手段として一般性の高い財を社会的基本財とし、それらの公正な分配方法を明らかにするというアプローチである。具体的には、ロールズは、「機会」と「地位や権能・所得や富」を「福祉的自由」に関連する社会的基本財とし、前者の平等分配と後者の公正な格差分配を考えた。前者は、「働く」という機能を獲得するための一般的手段であり、後者は、有形無形の様々な財を交換・取得するための汎用的な手段である。

重要なことは、センが、少なくとも同一のコミュニティの間では、共通に価値をもつ機能ベクトルを特定化することができると考え、それらの集合として、各人の有する潜在能力を比較評価することが可能であるとしたのに対し、ロールズが、個々の機能に関する評価、ならびに潜在能力の評価もまた、個人的善の観念に属するものであるから、共通の価値を特定化することは、困難であるばかりでなく、善の多様性を重んずる立場からは、控えられなければならないとした点にある。彼によれば、社会的施策の対象は、様々な機能を獲得するために有用な、ごく一般的な手段に限られなければならない。それらをどのように用いて、どんな機能を獲得し、どのような自由を実現するかという問題は、個人の選択に委ねられなければならない。

(2) 「自由の優先」か内的連関性の解明か

続いて、第二の相違点を考察しよう。ロールズのいう「自由の優先」とは、自由は自由のためにのみ制限できるもので、他の要因、例えば、社会的・経

済的利益のゆえに制限されることがあってはならないことを内容とする。ただし、ここでいう自由とは、良心の自由、結社の自由、思想の自由、政治的自由などの基本的諸自由、すなわち、行為主体的自由をさすものであり、福祉的自由は含まれない。ロールズは、行為主体的自由を、福祉的自由を保障する2つの原理、「公正な機会均等」と「格差原理」に優先させたのである。いかに、福祉的自由を増進するような施策であっても、それを理由に行為主体的自由を制約することはできないことになる。

加えて、ロールズは、福祉的自由に関連する2つの原理に関して、「公正な機会均等」を「格差原理」に優先させた。「働く」という機能をもたらす「機会」の平等な保障は、地位や権能・所得や富に対する権利の公正な分配に優先させるべきであるという考えかたを示したのである。ここに、3つの原理が明確に順序付けられることになる。

これに対して、センは、2つの基本的な自由の間にも、また、福祉的自由を保障する様々な施策の間にも、原則的な順序付けを行なわない。あくまで、それらの間の内在的な連関性を解き明し、問題に応じた個別的判断を行うことの重要性を指摘する。

ところで、ロールズの「自由の優先」という考え方に対しては、その一般の妥当性が懸念されている。例えば、ある種の経済財の欠如は、生存のための物質的基礎を脅かすものであり、その保障は、政治的権利や市民的自由に優先する緊急度をもつと考えられるからである。このような批判に対し、ロールズは、「自由の優先」を可能とする前提条件として、「適度に望ましい諸条件 (reasonably favorable conditions)」の存在を挙げている(ロールズ, 1993, p. 297)。「適度に望ましい諸条件」とは、当該社会の政治的意思の主体 (the political will) によって自由が実効的に確立され、人々によって完全に行使されるような状況をさし、具体的には、各社会の文化や伝統、諸制度を運用する諸技術や経済的発展の水準などによって判断されるものである。

例えば、極端な貧困ゆえに、人々が政治的自由をも売り渡してしまうよう

な状況は、自由の優先を支える諸条件を充たしていないことになる。そのような状況においては、何よりも、貧困を解消するための経済的社会的施策を優先させ、自由の実効的な確立や行使を可能とするための諸条件を整備する必要があると考えられる。

このような前提条件を踏まえるとき、「自由の優先」の意味は、次のように説明される。第一に、「自由の優先」とは、個人の主体的な意思決定を、何にもまして、平等に保証することにより、善の観念を形成し、改訂し、追求するために必要な資質、すなわち、合理性 (the Rational) という能力、それ自体の発展をめざすものである。第二に、それは、社会的意思決定への参加を、何にもまして、平等に保証することにより、社会的協同のルールに関する合意を形成するために必要な資質、すなわち、公正性 (the Reasonable) という能力、それ自体の発展をめざすものである。

すなわち、「自由の優先」とは、自由の実効的な確立や行使を可能とする外的条件が存在するもとの、内的条件、すなわち、個々人の責任主体的な意思や行動を可能とする2つの市民的資質を守り、発展させることを意図するものである。

問題は、個人の多様性を尊重するために従来の厚生主義から離れた2人が、なぜ、このように異なるアプローチをとったのか、その理由を探ることにある。

4 方法論的個人主義 vs 制度的アプローチ

両者が構想する社会的協同のルール最終的目標は、ともに個人の尊重にある。個人の平等な価値を議論の出発点にしているという点において、また、個人を超越する社会的目的を何ら想定していないという点で、両者はともに、個人尊重主義的な立場をとる。だが、社会と個人をとらえる方法において、両者の間には重要な相違点がある。ロールズが厳密な方法論的個人主義をとるのに対し、センは社会経済的アプローチを導入している点である。各々の特徴は、以下のような3つの異なる前提に現われている。

第一に、ロールズは、合理的に善の観念を形成し、追求していく資質を備えた、責任主体的な個人の存在を議論の前提とする。「自分自身の目的(選好や趣向)に対して責任を持ち得るということは、自由な市民が相互に期待し得ることの一つである」(1993, p. 185 カッコ内は筆者の補足)。したがって、ロールズにおいては、いかなる経緯のもとに形成された善の観念、目標、選好であろうとも、それらは、個々人の自由な意思決定の産物として尊重されなければならない。

それに対して、センは、個人の意思・選択もまた、既存の政治的、社会的諸制度の制約に従いつつ形成されると考える。そのため、構成員の間で共通な慣習や思考様式が存在を仮定しうる反面、個々人の責任主体性を想定しえないような状況、例えば、価値の形成や手段の選択における個人の合理的資質すらも失われているような状況が議論の射程に入れられる。したがって、センにおいては、無批判的に、人々の個人的意思決定を社会的意思決定の基礎とすることはできない。個人的意思決定の形成プロセスに遡り、ときには、個人の合理的資質という機能を育成するための施策を、外生的に与える必要も生じてくるのである。

第二に、ロールズは、互いの目標・利益に関して相互に無関心な、存在においても基本的には独立した諸個人を前提とする。したがって、互いの目標・利益の相違性を尊重し合うという形式的な善以外に、共通の社会的目的を設定することは困難となる。それに対して、センは、目標・利益のみならず、その存在において、相互依存的な個人を想定する。したがって、先の、共通の慣習や思考様式の想定と合わせて、少なくとも同一のコミュニティにおいては、構成員の間で重なり合う、何らかの善の観念が存在すること、そのような実質的な善の観念を社会的目的として設定することが可能となるのである。

第三に、ロールズは、個人が、合理性のみならず、公正性の資質をも有することを前提とする⁵⁾。公正性の能力とは、公のルールが備えるべき形式的条件(一般性、普遍性、公示性など)や目的を理解し、尊重する能力であり、

自己の行為や状況を説明する正当な理由を欲するという正義の感覚によって裏付けられるものである。ロールズが、人々の正義の感覚に応え、さらに、その感覚を養成するものとして、公共的なルールの存在とその制定プロセスへの平等な参加を重視していることは、「自由の優先」にて明らかとなったところである。

センにおいては、そのような想定は明示的ではない。代わりに、他者の目標・利益、ならびに個別的状況に直接、関心を持ち、それらとの対照を通じて、自己の熟慮的・内省的な評価を形成することが、望ましい個人的資質として想定されている。一般性、普遍性をもつ公共的なルールよりも、個別具体的な問題を解決する社会的政策と、その立案に関する当事者間の理解・支持が重視されるのである。

これらの諸前提から、ロールズにおいては、合理性と公共性という2つの市民的資質を有する各々人によって、最も基礎的な社会的協同のルール、すなわち、「正義の二原理」に関する合意が形成される、という基本的枠組みが構想される。これに対し、センにおいては、共通の制度的基盤、重なり合う善の観念、ならびに、互いの目標・利益に直接、共感し、コミットメントを行なう資質を通じて、様々な社会的施策が立案され、支持されるという枠組みが構想されるのである。

5 センとロールズの相補性

以上のような方法ならびに枠組み上の相違は、各々の議論に、より適切的な問題領域を設定する。ロールズの議論は、市民的資質を前提としうるような均質的な近代市民社会において、彼らの合理的かつ公正な資質を尊重し、さらに育むような制度、システムはどのようなものか、という問題を考察する際に効力を発揮する。他方、センの議論においては、構成員の間で共通に価値をもつ諸機能が特定化でき、保障すべき財の種類や利用者の個人的特徴が明らかであるような状況において、潜在能力を平等化するためには、どのような財をどのように分配すべきか、という問いを考察する際に効力を発す

る。

ところが、例えば、極端な抑圧と隷従のもとで、適応的な選好を形成せざるを得なかった人々が存在するような問題状況においては、ロールズの議論は、何ら具体的な解決策を提示しえないという難点をもつ。反対に、個々人の責任主体的な意思決定が可能であり、しかもその内容が多様性を極めていような状況においては、潜在能力の平等化を図ろうというセンの議論は、技術上、困難であるばかりでなく、パターナリスティックな問題を引き起こす危険性ははらむものである。したがって、両者の議論は、第一に、各々に適合的な問題領域において、互いに相補的な関係にあると考えられる。

ただし、センの議論においても、何が平等に保障すべき機能であるか、各人の個人的特徴はどのようなものか、を明らかにするための情報的基礎は、まずもって、個々人の熟慮的・内省的評価に求められなければならないとされている⁶⁾。そうだとしたら、たとえ、既存の諸制度によって制約された意思決定と真の選好との間にギャップが存在するような状況であっても、「真の選好」を外生的に与えるのではなく、あくまで本人が、熟慮と内省に基づいて発見しうるような制度的保障が重要な意義をもってくる。例えば、良心の自由や思想の自由、さらには、公共的討議の自由や結社の自由がそのような制度的保障として要請される。自由を行使するために必要な個人の内的条件は、不十分ながらも、実際に自由を行使することによって育成されると考えられるからである。

ここにて、センの議論はロールズの議論に接続する。急を要する具体的施策のレベルにおいては、様々な経済的利益が優先されることがあろうとも、長期的、原則的なルールレベルにおいては、既存の制度的な制約を超える視点を獲得し、他者の判断や社会的諸条件と照合した内省的評価を形成するために必要な客観的要件として、基本諸自由の平等、すなわち、行為主体的自由が不可侵の優先性をもって保証されなければならない⁷⁾。

他方、人々が有する資質や能力の偏差に着目し、ロールズの議論をより一般化しようとするならば、立法的段階において、個々人の個人的特徴を勘案

した柔軟かつ公正な指標が策られるべきであることを、ロールズ自身が指摘している⁸⁾。その際には、センの潜在能力アプローチが最も有効かつ可能な方法として検討されるであろう。

したがって、両者の議論は、第二に、問題解決のレベルにおいて、互いに相補的な関係にあると考えられる。注意すべきは、第一の観点と第二の観点は、相対的に区別されなければならない点である。各々の議論がより適合的な問題領域に限定されたとしても、各々の領域において考察すべき問題を総体的にとらえ、解決を図ろうとするならば、互いの方法によって補い合う必要があることを、上記の考察は示すものである。

以上のように、センとロールズの議論を、相互に補なわれるべき関係にあるものとして理解するとき、厚生ではなく、自由に基づく、新しい規範理論が展望されるのである。

6 結びにかえて

最後に、残された問題を確認しよう。周知のように、ロールズの正義論には、重要な論点が存在する。本論文において整理した枠組みによれば、「正義の二原理」は、合理性のみならず、公正性という市民的資質をもった個々人の合意によって選択されると考えられている。公正性とは、ルールの備えるべき形式的条件を理解し、なおかつ、いわゆる「無知のヴェール」に象徴されるような方法で、自己に関する一切の個人的情報から離れた、公正な視点を獲得しうる能力をさす。だが、すでに、固有の善の観念を保持している人々が、どのようにして、同時に、そのような公正な視点を獲得することができるのだろうか。たとえ、一般的な意味での公正な視点を獲得したとしても、当該社会における社会的協同のルールの具体的な内容に関して、合意・一致しうる基盤はどこにあるのだろうか。

すでに見たように、「基本的諸自由の平等」は、各々の善の概念の多様性を保証するための形式的条件であるという点に、合意の基盤を見いだすことが可能である。また、「公正な機会均等」は、その実質的な施策の内容に関

する議論はともかく、原理としては、合意の余地があると考えられる。だが、はたして、「格差原理」は、社会財・経済財の公正な分配方法として、合意されるのだろうか。その基盤はどこにあるのだろうか。

このような論点を考察するためには、第一に、「格差原理」の性格や機能に関する分析を通じて、合意の基盤を探ること。また、第二に、ロールズ正義論における方法論的個人主義それ自体を再考すること。すなわち、制度に先立って、個人が原理を制定する、という枠組みを、例えば、先に明らかとなったセンの社会経済的アプローチをもとに再構成すること、といった2つの作業に取り組む必要がある。これらの課題は、いずれも本論文の目的を越えているが、後者の課題は、センとロールズを相補的な関係においてとらえるための、第三の観点を提出するだろう。すなわち、両者は、適合的な問題領域、問題解決のレベルのみならず、議論の方法と基本的枠組みそれ自体において、相補性をもつことになる。その立証は、今後の課題として設定されなければならない。

※ 本論文の作成にあたって全編にわたり詳細なコメントを下された鈴木興太郎先生(一橋大学)ならびに、吉原直毅氏(大阪大学社会経済研究所)に心より感謝いたします。

1) ロールズが提出する正義の二原理は、次のように表現されている。第一原理：「各人は、すべての人々に対する同様な自由の体系と両立する、平等な基本的自由の十分に適切な体系に対して平等な権利を有する。そして、この体系においては平等な政治的自由が、そしてこれらの自由のみがその公正な価値を保証されるべきである」。第二原理：「社会的、経済的不平等は次の二つの条件をみたさなければならない。第一にその不平等は公正な機会均等の条件のもとで、すべての人々に開かれている職務や地位にともなうものであること、第二に、その不平等は社会の最も不遇な人々の最大の利益にかなったものであること」。(J. Rawls, 1993, p. 5-6) このうち、第一原理が「平等な基本的自由の原理」と呼ばれ、第二原理の前半が「公正な機会均等の原理」、後半が「格差原理 (the difference principle)」と呼ばれる。

2) 形式的には、「潜在能力」は次のように定義される。いま、 n 人の構成員から

なる交換経済の社会 ($I = \{1, \dots, n\}$, ただし, $n \geq 2$) を想定しよう。まず, l 種類の財から構成される資源の総保有ベクトルを $\Omega = (\Omega^1, \dots, \Omega^l) \in R_{++}^l$ とし, 当面, 固定されているものとする。また, Ω のもとで実行可能な資源配分ベクトルの集合を $A(\Omega)$ と定める。すなわち,

$$A(\Omega) := \left\{ \omega = (\omega_1, \dots, \omega_n) \in R^{nl} \mid \sum_{i=1}^n \omega_i = \Omega \right\}$$

次に, ある配分ベクトル $\omega \in A(\Omega)$ のもとで, 個人 i が選択可能となる財ベクトル, つまり, 個人 i が権利を賦与される財ベクトルの集合を $X_i(\omega)$ と定める。すなわち,

$$X_i(\omega) := \{x_i \mid \text{ある } \omega = (\omega_i, \omega_{-i}) \in A(\Omega) \text{ に対して } x_i \leq \omega_i\}$$

ただし, ω_{-i} は, 個人 i 以外の構成員が割り当てられた配分ベクトルをあらわす。さらに, 個人 i の財の利用の仕方を表わす利用関数を f_i , 財の利用に関する個人 i の個人的特徴 (身体的, 精神的特徴の総体) を F_i , 財ベクトルを特性ベクトルに変換する関数を c , ある利用関数 f_i とある財ベクトル x_i のもとで個人 i が達成する機能ベクトルを b_i とする。このとき, 個人 i の潜在能力は, 所与の F_i とある ω のもとで, 財の特性を変換して得られる機能ベクトルの集合 $Q_i(X_i(\omega))$ として表される。すなわち,

$$Q_i(X_i(\omega)) := \{b_i \mid \text{ある } f_i \in F_i \text{ とある } x_i \in X_i(\omega) \text{ に対して } b_i = f_i(c(x_i))\}$$

このとき, センの主唱する, 「潜在能力の平等化」という社会的目標は, 各初期保有ベクトル Ω を, 以下のような性質をみたす $A(\Omega)$ の部分集合 $S(\Omega)$ に写す対応 S として表される。すなわち,

$\omega \in S(\Omega)$ であるならば,

あらゆる $i, j \in I (i \neq j)$ に対して $Q_i(X_i(\omega)) = Q_j(X_j(\omega))$ である。

重要なことは, 個人の潜在能力が, 選択可能な財の組合せの集合と財を利用する本人の個人的特徴の両方を要因として決定される点である。たとえ選択可能な財の組合せの集合が同じであっても, 本人の身体的・精神的特徴がことなれば, 潜在能力の豊かさによって評価される個々人の福祉の自由は同じとは限らない。

逆に、身体的・精神的特徴が似通ったものであっても、権利をもつ財の集合が異なれば、潜在能力の豊かさによって評価される福祉的自由が同程度である保証はない。したがって、例えば、潜在能力に関して個人間の平等を図るためには、個々人の有する個人的特徴と財に対する個々人の権利という2つの要因を評量しなくてはならないことになる。

- 3) 例えば、両腕のない人に対する社会的施策として、次の3つの施策が考えられる。1. ホームヘルパーを派遣し、食事や排泄などの世話をする。2. 本人が自力で生活できるように、義手を支給する。3. 職業訓練の機会ならびに就業の機会を提供する。4. 本人の獲得する総所得を賃金プラス移転所得によって構成する。

施策2は、食事を摂る、排泄をするという「福祉(well-being)」を自力で達成すること、すなわち、「食事を摂れる」、「排泄ができる」という機能の獲得を促す施策である。施策3は、「働く」という機能の獲得を促す施策である。施策4は、本人の自由な選択に基づく望ましい財(サービスも含む)の購入、望ましい福祉、もしくは機能の獲得を促す施策である。

生れつき両腕のないAさん(女性)は、足を使って自力で食事をする、字を書くこと、子供のおむつをかえることなどの機能を、既に、獲得している。現在、彼女自身にとって最も望ましい施策は、3ならびに4である。ところが、彼女は、自分と同様な境遇にいる多くの人々が、まずもって、義手を必要としていることを知り、社会的施策としては、施策2の制定に積極的に賛同したとする。そのような彼女の意思が尊重されて、施策2が制定されたとするならば、Aさん自身の福祉的自由は高められてはいなくとも、彼女の行為主体的自由は守られたことになる。

- 4) 「福祉的自由」に関するロールズの社会的基元財アプローチは、形式的には次のように定義される。センとの対照をあきらかにするために、いま、注2)と同様に、 n 人の構成員からなり、固定された資源ベクトル $\Omega = (\Omega^1, \dots, \Omega^l) \in R_{++}^l$ を有する交換経済社会を仮定し、 Ω のもとで実行可能な資源配分ベクトルの集合を $A(\Omega)$ と定める。センとの第一の相違は、 Ω を構成する財のすべてを社会的配分の対象とするのではなく、それらの財のうち、「機会」財と「地位や権能・所得や富」財のみを社会的配分の対象とする点にある。いま、「機会」財の総保有量を $\Omega^0 \in R_{++}^k$ (ただし、 $k < l-1$)、 l 「所得」財の総保有量を $\Omega^Y \in R_{++}^l$ とすると、 $A(\Omega)$ に属する実行可能な配分ベクトル ω においては、 $\sum_{i=1}^n \omega_i^0 = \Omega^0$ 、 $\sum_{i=1}^n \omega_i^Y = \Omega^Y$ が成立している。

このとき、ロールズの「公正な機会均等」の原理は、各初期保有ベクトル Ω

を、下のような性質をみたます $A(\Omega)$ の部分集合 $E(\Omega)$ に写す対応 E として表される。すなわち、

$\omega \in E(\Omega)$ であるならば、

あらゆる $i, j \in I (i \neq j)$ に対して $\omega_i^0 = \omega_j^0$ である。

また、「格差原理」は、各初期保有ベクトル Ω を、以下のような性質をみたます、 $E(\Omega)$ の部分集合 $D(\Omega)$ に写す対応 D として表される。すなわち、

$\omega \in D(\Omega)$ であるならば、

あらゆる $\bar{\omega} (\neq \omega) \in E(\Omega)$ に対して $\min_{1 \leq i \leq n} \omega_i^Y \geq \min_{1 \leq i \leq n} \bar{\omega}_i^Y$ である

これより、センのアプローチとの第二の違いは、個人が選択可能となる財の組合せの集合や潜在能力の豊かさに直接、言及することなく、財の分配方法のみを社会的目標として設定している点にあることがあきらかとなる。

ただし、次の点は留意を要する。上記のような純粋交換経済の仮定のもとでは、格差原理は、「地位や権能・所得や富」の平等配分を帰結する。だが、ロールズ自身は、人々の生産のインセンティブが制約条件となるような生産経済を想定しており、そのような想定のもとでは、かならずしも平等配分を帰結しない。(後藤, 1994 参照)。

- 5) 善の観念の内容が先験的に定まるのではなく、自由の行使や教育・訓練を通して、次第に確立していくように、人々の正義の感覚もまた、具体的な制度と実践の中で、彫塑されていくものである。ただし、人々が、善の観念を合理的に追求するとともに何らかの公正性を希求する存在であることは、変わらぬ理論前提となっており、したがって、人々のそのような営みを支える社会制度の確立がロールズの正義論の主題に据えられるのである (1993, p. 187)。
- 6) 「潜在能力アプローチ」は、ひとひとがその人生において達成したいものに関してひと自らが下す (内省的・批判的な) 評価に基礎をおいている」(1985b, 邦訳, p. 6, 「日本語版への新しいてびき」所収。)
- 7) ロールズのいう「正義の原理」のレベルにおいては、センもまた、(行為主体的) 自由の優先性を認めているということは、センが引用する、次のようなミルの言葉により、あきらかである。「自由の原理は、人々が自由を放棄するという自由まで要求することはできない」。例えば、センは、パレート最適の達成のために、互いの自由を制約するという「契約」に、「公共的な効力」を持たせるこ

と、すなわち、そのような契約に、公のルールとしての拘束力を与えることを批判する。個々のケースにおいては、当事者間で、権利の交換というようなことが可能であるとしても、公共的な原理・原則のレベルにおいては、いかなる理由にも関わらず、個人々が望むと望まずに関わらず、自由は平等に保証されなければならない(セン, 1983, p. 24)

- 8) 「病気や事故の結果、ある人々(の身体的能力や技能)が水準以下となってしまった場合には、立法段階において対処することができると思う。(中略)その目的は、ヘルスケアによって、彼らが再び、社会の協同メンバーとして復帰するように援助することに置かれる。(ロールズ, 1993, p. 184, カッコ内は筆者の補足)」

[参考文献]

後藤玲子, 1994, 「常識的規則」のウエイト付けによるロールズ格差原理の定式化, 一橋論叢, 第112巻, 6号, 平成6年(1994年)12月号.

Rawls, J., 1971, *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press. (邦訳)『正義論』矢島鈞次監訳, 紀伊国屋書店, 1979年.

Rawls, J., 1980, "Kantian Constructivism in Moral Theory", *The Journal of Philosophy*, Vol. 77, pp. 515-572.

Rawls, J., 1982, "The Basic Theory of Priority", in S. M. McMurrin (ed.) *The Tanner Lectures on Human Values*, Vol. 3, Salt Lake City: University of Utah Press, pp. 1-87.

Rawls, J., 1992. *Handout in Rawls' lecture on "Political Philosophy"*, mimeo., Harvard University.

Rawls, J., 1993, *Political Liberalism*, New York: Columbia University Press.

Sen, A. K., 1982, "Rights and Agency", *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 11, pp. 3-39.

Sen, A. K., 1983, "Liberty and Social Choice", *The Journal of Philosophy*, Vol. 80, pp. 5-28.

Sen, A. K., 1985a, "Well-being, Agency and Freedom", *The Journal of Philosophy*, Vol. 82, pp. 169-221.

Sen, A. K., 1985b, *Commodities and Capabilities*, North-Holland. (邦訳)『福祉の経済学——財と潜在能力』鈴木興太郎訳, 岩波書店, 1988年.

Sen, A., K., 1992, *Inequality Reexamined*. Oxford: Clarendon Press.

(社会保障研究所研究員)